## 事業継続力強化支援事業の目標

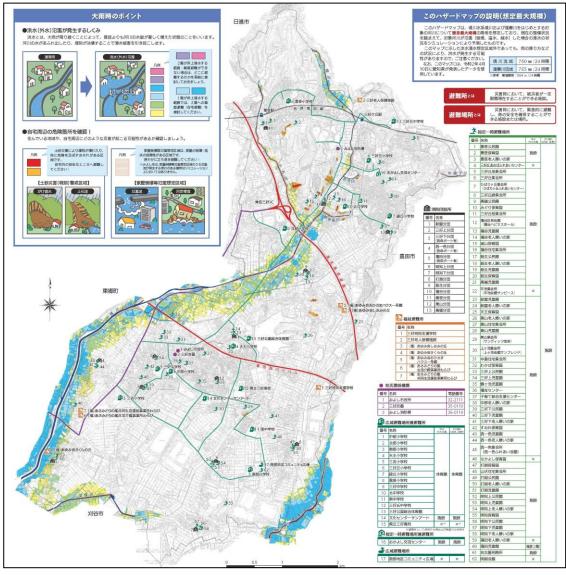
#### I 現状

# (1)地域の災害リスク

### ①豪雨・洪水・風水害リスク

本市における既往の洪水については、近年では2000年9月の東海豪雨が筆頭に挙げられる。2000年9月11日から12日にかけて、時間最大雨量56mm、総雨量は年間降雨量の約1/3にあたる504mm を記録し、水防法に基づく洪水により重大な被害を生じるおそれがある河川と指定されている境川下流において床上浸水4戸、床下浸水55戸あり、平成24年8月には梅雨前線の停滞に伴う豪雨により床上浸水3戸、床下浸水24戸あった。

本市では想定最大規模の降雨の際にどのような被害が発生するかのハザードマップが作成されており、みよし商工会がある保田ヶ池センターの浸水は想定されていないものの、西一色、福田地区を中心に最大で3m程度の浸水が予想されている。



「みよし市洪水・土砂災害ハザードマップ(想定最大規模)」より

#### ②地震リスク

本市は、南海トラフ地震の発生による甚大な被害が危惧される地域となっている。南海トラフを震源とするマグニチュード8~9クラスの南海トラフ地震は、今後30年以内に80%程度と極めて高い確率で発生すると予測され、発生した場合には甚大な被害を生ずることが想定されている。

現在の想定では、過去地震最大モデルでは市内のほぼ全域が震度6弱、倒壊焼失棟数は200棟、理論上最大想定モデルでは市内の50%近くの地域が震度6強となり、倒壊焼失棟数は1,100棟と甚大な被害となっている。

被災後のライフライン復旧も、過去地震最大モデルで上水道が6週間、下水道3週間、電力・ 通信が1週間、ガスが1~2週間かかると想定されている。

## ③土砂災害

本市において、少なくとも近年では人家等に被害が及ぶ重大な土砂災害は発生していないが、 市内には県が指定する土砂災害警戒区域が44箇所あり、そのうち36箇所においては、さら に土砂災害特別警戒区域が指定されている。これらの区域・箇所が万一崩壊した場合、被害が 及ぶ可能性のある人家・公共建物がある。

### ④感染症のリスクと対策

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

### (2) 商工業者の状況(令和3年経済センサス)

- · 商工業者数 1,609人
- · 小規模事業者数 1,063人

#### 【内訳】

業種	建設業	製造業	卸売・小売業	宿泊·飲食業	サービス業	その他
商工業者	169	290	3 6 7	181	358	2 4 4
小規模事業者	166	193	161	9 1	254	198

全ての業種について市内に広く分散している。

中規模以上の製造業においては工場集積地が市内に点在している。

## (3)これまでの取組

#### 【みよし市の取組】

#### (1)計画等の策定

- ・「みよし市防災会議」の設置(昭和38年)
- ・「みよし市防災マップ」の作成(保存版)
- ・「自主防災会活動マニュアル」の作成(平成22年度)
- ・「みよし市業務継続計画(BCP)」の策定(平成28年度)
- ・「みよし市帰宅困難者支援マップ(市内版・近郊版)」の作成(平成30年度)
- ・「みよし市避難所運営マニュアル」の改定(平成31年度)
- ・「みよし市地域強靭化計画」の策定(令和2年度)
- ・「みよし市水防計画」の修正(令和5年度)
- ・「みよし市地域防災計画-地震災害対策計画-」の修正(令和5年度)
- ・「水害災害ハザードマップ(外水・内水)・外国語版水害ハザードマップ」の作成(令和4年)

#### ②防災事業

- ・防災訓練、水防訓練の実施
- ・防災講演会
- ・防災ボランティアコーディネーター養成講座
- ・防災リーダー養成講座
- ③事業者支援施策
  - ・みよし市商工業活性化補助金によるBCP・事業継続力強化計画策定支援。

### 【みよし商工会の取組】

- ・事業者BCPに関する国等の施策の周知
- ・みよし市との間で「災害時における生活必需品及び車両等の救急協力に関する協定」締結 (平成9年)
- ・みよし市との間で「災害時道水路管理支援に関する基本協定」締結(令和元年)
- ・みよし市が実施する水防訓練及び防災訓練へみよし商工会及びみよし商工会建設部防災委員 会が参加及び協力
- ・みよし市防災会議への参加

#### Ⅱ 課題

- ①多くの小規模事業者は日々の業務に追われ、災害対策の優先順位が低くなりがちであり、災害リスクの認識不足や、「自分は大丈夫」という楽観的な考えが、適切な準備を妨げていることから、災害発生の備え、事業継続計画(BCP)や事業継続力強化支援計画の策定の必要性を認識してもらう必要がある。
- ②ハザードマップなど災害に関する情報は国等から発信されているものの、時間と人的リソースの 制約により情報が収集できなかったり、最新情報へのアップデートや情報に対する理解と活用が 不足していたりする。そのため有用な情報が災害リスク回避のための準備に活用されていないこ とから、小規模事業者に届きやすい情報の発信や情報の理解が深められる支援が必要である。
- ③みよし商工会では人的リソースが少ないことに加え、経営指導員を始めとする職員は、事業所B CPの策定支援の実務経験が少なく、また災害発生時の補償のための保険や共済に対する知識が 低いことから、災害に備え小規模事業者に対し適切に支援を行うため、知識の向上を図るととも に、他の支援団体や専門家と連携する必要がある。
- ④自然災害の発生及び感染力の高い感染症の拡大に伴い、商工会の事務所閉鎖を余儀なくされた場合、職員の感染リスクを抑えつつ、業務の停滞を極力抑え、事業継続を図る事業者を支援する代替手段を講じる必要がある。

#### Ⅲ 目標

①地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。 (目標件数)

・事業継続力強化支援に係る巡回指導件数

年:20件 年: 1回

・BCP・事業継続力強化計画策定セミナーの開催回数

年: 5事業者

・BCP・事業継続力強化計画策定支援事業者数

十・ りず未生

・BCP・事業継続力強化計画策定事業者数

年: 3事業者

- ②情報提供と理解の促進を図るため、ハザードマップなどの災害関連情報を分かりやすく発信し、 小規模事業者が最新情報を収集・理解し、効果的に活用できるよう支援すること。
- ③商工会の支援能力の強化を図るため商工会職員の知識向上を図り、他の支援団体や専門家と連携して、事業所BCPの策定支援や災害時の補償に関する適切なアドバイスができる体制を整備すること。
- ④自然災害や感染症の拡大により事務所閉鎖が必要になった場合でも、職員の健康を守りながら、 業務の停滞を抑え、事業者を支援するためのリモートワークやオンライン支援の体制を確立す ること。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1)事業継続力強化支援事業の実施期間(令和7年4月1日~令和12年3月31日)

### (2)事業継続力強化支援事業の内容

・みよし市とみよし商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策>

・平成9年に締結した「災害時における生活必需品及び車両等の救急協力に関する協定」及び 令和元年に締結した「災害時道水路管理支援に関する基本協定」について本計画との整合性 を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・みよし商工会職員による巡回経営指導時に、みよし市が作成したハザードマップや防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・商工会報や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の 必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP (即時に取組可能な簡易的なものを含む) の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構中部本部のアドバイザーや事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する事業者BCPの普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、 損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について 事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する

#### 2)みよし商工会の事業継続計画の作成

・みよし商工会は事業継続計画を令和8年3月31日までに作成する予定である。

### 3)関係団体との連携

- ・みよし市と防災・災害対策に関することを含む地方創生に関する包括連携協定を締結する あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携して専門家の派遣を依頼し、地域内の小規 模事業者を対象とした普及啓発セミナーを開催し、事業者BCP策定への理解を深めると ともにBCP及び事業継続力強化計画策定のきっかけづくりに取り組む。
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構中部本部の事業継続力強化計画策定支援(無料窓口相 談、アドバイザー無料派遣等)の取組みの紹介を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

# 4)小規模事業者に対するフォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・(仮称) みよし市事業継続力強化支援協議会 (構成員: みよし市、みよし商工会) を開催し、 状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(震度5強以上の地震)が発生したと仮定し、みよし市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する。

# < 2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下 記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1)応急対策の実施可否の確認

等) 等をみよし商工会とみよし市で共有する。

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。 SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・ うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、みよし市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2)応急対策の方針決定

・みよし市とみよし商工会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 想定する応急対策の内容は、概ね下表の判断基準とする。

被害規模	被害状況	想定する応急対策		
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が 飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比 較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸 水」、「建物の全壊・半壊」等、大き な被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡 が取れない、もしくは、交通網が遮 断されており、確認ができない。	・被害状況調査 ・緊急相談窓口の設置、相談業務 ・経営課題の把握 ・復興支援策を活用するための 支援業務		
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	・被害状況調査 ・緊急相談窓口の設置、相談業務 ・経営課題の把握		
ほぼ 被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない		

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決めるとともに、国の 「中小企業関係被害状況報告要領」に基づき、被害状況の確認を行う。
- ・本計画により、みよし市及びみよし商工会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	共有間隔、回数		
発災後~1週間	1日に2回共有する		
1週間~2週間	1日に1回共有する		
2週間~1ヶ月	2日に1回共有する		
1ヶ月以降	3日に1回共有する		

・みよし市で取りまとめた「みよし市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要 な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施 する。

### < 3.発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に 行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・みよし市とみよし商工会は自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、 商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・みよし市とみよし商工会が共有した情報を、愛知県の指定する方法にてみよし市とみよし商 工会より愛知県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、みよし市とみよし商工会が 共有した情報を愛知県の指定する方法にてみよし市とみよし商工会より愛知県へ報告する。

# <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、みよし市と相談する(みよし商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、地区内小規模 事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

# < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・愛知県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣 等を愛知県、愛知県商工会連合会等に相談する。

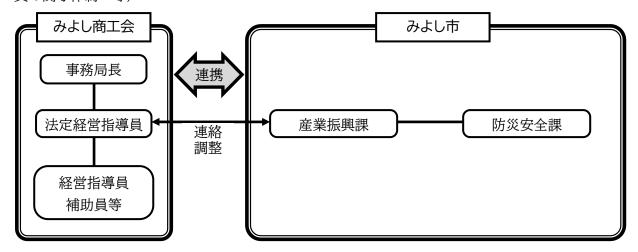
### ※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛知県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年4月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先
  - ○みよし商工会
    - ·氏 名:大 矢 高 裕 ·氏 名:渡 邊 珠 枝 ·連絡先:TEL 0561-34-1234
- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本 計画に基づく進捗確認、見直し等 フォ ローアップ (1年に1回以上)
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先
- ①商工会/商工会議所
  - ○みよし商工会

〒470-0224 愛知県みよし市三好町大慈山2番地11 TEL: 0561-34-1234 / FAX: 0561-34-5799

E mail: miyoshis@hm4.aitai.ne.jp

## ②関係市町村

○みよし市 産業振興課

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地 TEL: 0561-32-8015 / FAX: 0561-34-4189 E mail: sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

# ○みよし市 防災安全課

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地 TEL: 0561-32-8046 / FAX: 0561-76-5702 E mail: bosai@city.aichi-miyoshi.lg.jp

## ※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛知県へ報告する。

# (別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要	要な資金の額	200	200	200	200	200
	・セミナー開催費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
	・チラシ作成費	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0
	・通信運搬費	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0
	・会議費	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

愛知県の補助金、みよし市の補助金、会費収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

### (別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携 して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

# 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京都渋谷区恵比寿 1-28-1 新納啓介

# 連携して実施する事業の内容

- ①事業者BCP及び事業継続力強化計画策定手法に関するセミナー等の開催
- ②事業者BCP及び事業継続力強化計画支援
- ③事業者BCP及び事業継続力強化計画の実施支援及びフォローアップ

# 連携して事業を実施する者の役割

①事業者BCP及び事業継続力強化計画策定に対する、セミナーの企画・運営、講師の派遣を行う ②③小規模事業者に対し事業者BCP及び事業継続力強化計画の普及啓蒙を行い、事業者BCP及び 事業継続力強化計画の策定と策定した事業者に対し、計画の実施支援及びフォローアップを行う

## 連携体制図等

